



2025年5月27日

各 位

会社名 扶桑薬品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 戸田 幹雄
(コード番号：4538 東証プライム市場)
問合せ先 経営企画部 広報室
(TEL：06-6969-1131 (代))

当社に対する特許権侵害差止等請求訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社は、2024年3月27日付「当社に対する特許権侵害差止等請求訴訟の請求拡張の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、東レ株式会社より、経口そう痒症改善剤ナルフラフィン塩酸塩 OD錠 2.5 μ g「フソー」（以下、「本製品」といいます。）【先発代表製品：レミッチ OD錠 2.5 μ g】に関する特許権侵害差止等請求訴訟の控訴審を提起されておりましたが、知的財産高等裁判所より判決（以下、「本判決」といいます。）の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本判決の言渡しがあった裁判所及び年月日
 - (1) 裁判所 : 知的財産高等裁判所
 - (2) 判決日 : 2025年5月27日
2. 控訴を提起した者（控訴人）の概要
 - (1) 商号 : 東レ株式会社
 - (2) 本店所在地 : 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
 - (3) 代表者 : 代表取締役社長 大矢 光雄
3. 控訴の内容及び請求金額
 - (1) 控訴の内容 : 特許権侵害差止等請求訴訟
 - (2) 請求金額 : 82億2,400万8,843円及び遅延損害金
4. 控訴の提起に至るまでの経緯

2024年3月27日付プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、当社は、東レ株式会社より、2018年12月13日付にて本製品に関する特許権侵害差止等請求訴訟を東京地方裁判所に提起されました。その後、東京地方裁判所は東レ株式会社の請求を棄却する判決を下したため、2021年3月30日、東レ株式会社はこれを不服とし、知的財産高等裁判所に控訴いたしました。

5. 本判決の概要

知的財産高等裁判所は、東レ株式会社の請求を一部認容し、当社に対し、合計74億7,287万8,838円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決を言い渡しました。

6. 今後の見通し

本判決に伴って5月9日に発表いたしました2025年3月期決算短信は訂正となりますが、訴訟関連損失引当金繰入額74億7,287万8,838円及びこれに対する遅延損害金を2025年3月期の特別損失として計上し、明日開示する予定です。

控訴審における請求金額の大半を認容する判断がなされたことは誠に遺憾であり、当社のこれまでの主張に照らしあわせると到底承服できかねるものであります。今後の対応につきましては、本判決の内容を早急に精査し、最高裁判所へ上告する準備を進めてまいります。

なお、当該特許は既に満了しているため、当社による本製品の製造販売については、本件訴訟の影響も含めて何ら問題はなく、引き続き本製品の安定供給に努めてまいります。

また、本判決による 2025 年 5 月 9 日に公表しました 2026 年 3 月期の業績予想につきましては、現在精査中であり、判明次第開示いたします。

以 上